

令和5年度高齢者医療運営円滑化等補助金における 公募事業説明会（PFS事業および共同事業）

厚生労働省 保険局保険課
dh-kenpo@mhlw.go.jp

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 応募申請から採択までのスケジュール
2. 成果連動型民間委託契約方式（PFS）による保健事業
3. 保健事業の共同化支援に関する補助事業

2023年度のPFS事業・共同事業の公募方針－スケジュール

スケジュール

応募申請期日
3月17日（金）

採択通知
4月下旬頃

事業選定
4月上旬頃

※スケジュールは目安であり、状況により前後する可能性があります。

1. 応募申請から採択までのスケジュール
2. 成果連動型民間委託契約方式（PFS）による保健事業
3. 保健事業の共同化支援に関する補助事業

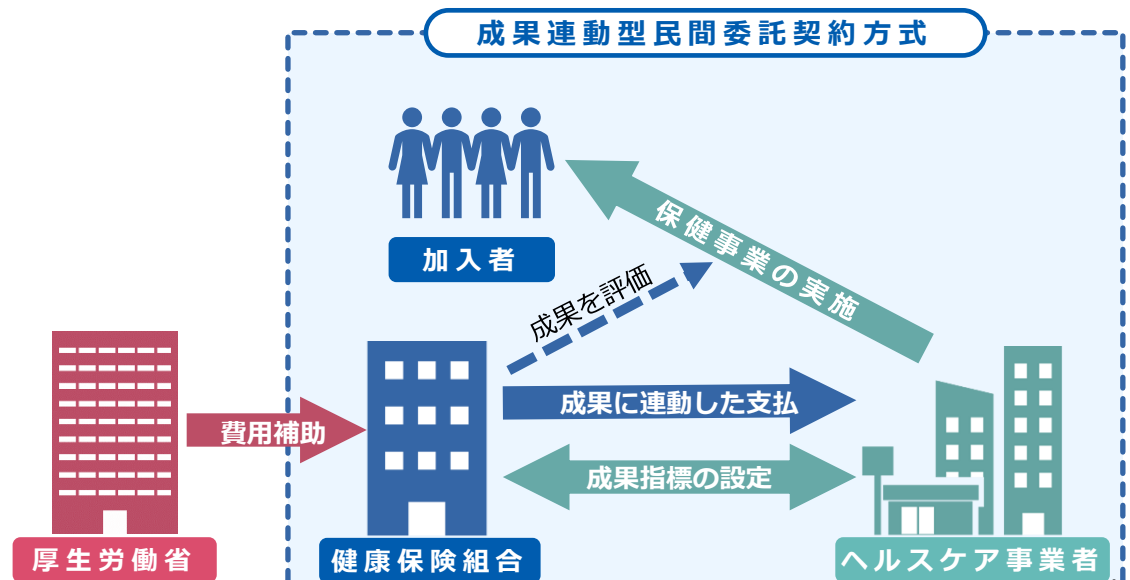
成果連動型民間委託契約方式（Pay For Success）による保健事業推進の背景

PFS推進の背景と目的

- **背景：**
 - 「内閣府は、国内での取組が具体化しつつある**医療・健康**、介護、再犯防止の3分野を**成果連動型民間委託契約方式の普及を進める重点分野**として、2022年度までの具体的なアクションプランを本年度中に策定する。関係府省は、**アクションプランに基づき重点3分野で成果連動型民間委託契約方式の普及を促進**する。その成果は更に重点3分野以外へ横展開させる。」（成長戦略実行計画 2019年6月閣議決定）
 - 「国民健康保険の保険者努力支援交付金（予防・健康づくり支援）において、特定健診などの分野を含め**保険者から民間事業者**に委託して**PFS事業を実施する場合の成果連動部分を補助対象**とする。」（成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン 2020年3月関係府省庁連絡会議決定）
- **目的：**
 - 保健事業により解決を目指す**健康課題に対応した成果指標を設定し、その改善状況に連動するリスク・リターン**を民間事業者が負うことで、効果的・効率的な保健事業を行うこと

PFS推進のための支援の意義

- PFS方式の保健事業に興味・関心を持つ保険者は多い一方、適正な成果指標やその評価方法、支払条件の設定、契約手続についての情報等が少ないことや、新たな取組に対する事務負担から、実際のPFS活用事例はわずか
- そのため、PFS事業に対する補助事業により、新たな取組企画の事務負担を軽減しながら、費用対効果が未知数ながらもPFS方式に挑戦し、その学びからPFS方式による事業実施に適した保健事業やその実施方法について、方法論の確立を推進



2023年度のPFS事業の公募方針 – 事業内容

事業目的

- 本事業は、**組合が成果連動型民間委託契約方式（以下「PFS」という。）による保健事業のモデルを構築すること**を目的とする。なお、PFSによる保健事業とは、保険者が民間事業者に委託等をして実施させる保健事業のうち、その事業により解決を目指す健康課題に対応した成果指標が設定され、**民間事業者に支払う額等が当該成果指標の改善状況に連動する**ものを指すこととする。成果指標の改善状況に連動するリスクを民間事業者が負うことで、より事業の費用対効果が高まり、効果的・効率的な保健事業の実施につながることを期待される。

事業内容

- 本事業を申請する組合は、**加入者の健康課題を把握し、健康課題の解決につながる保健事業をPFSにより実施**し、本事業のスキームや実績、また事業実施により得られた課題等を報告書にまとめるなど、**PFSによる保健事業のモデルの横展開に資する基礎資料を作成**する。

2023年度のPFS事業の公募方針 – 事業区分

事業区分について

昨年度に続き令和5年度の公募においても、事前に大まかな事業区分を示し、その中から区分を選択し応募を受け付けることとする。

区分案

A) 特定健診・保健指導

B) 生活・運動習慣改善

C) 受診勧奨・重症化予防

D) 上手な医療のかかり方

E) 包括型（複数種類の保険事業を包括したもの）

F) その他（上記のいずれにも該当しないもの※）

※新規性の高い事業の応募を可能とするために「その他」の区分も設ける。

2023年度のPFS事業の公募方針 – 補助期間

補助期間について

昨年度に続き、国庫債務負担行為による複数年度（1～3年度）にわたる事業への補助を行うこととする。

- **補助期間** 採択日～令和8年3月末日（最高3年度まで）
- **実施報告** 実施した事業については、単年度事業の場合は令和6年5月末までに当課宛てに報告し、複数年度事業の場合には、経過報告も含め、各年度の翌年5月末までに当課宛てに報告する。この報告書は、当課で審査を実施した上で公表するものとし、様式は別途連絡する。



※補助金の概算払い及び交付確定、またそれに伴う実績報告については、今後発出される令和5年度交付要綱をご参照ください。

2023年度のPFS事業の公募方針 – 補助金額

補助金額の考え方

- 2023年度は1組合あたりの**補助金額の上限を各年度ごとに1,000万円**とし、総事業費は、事業の完了をもって支払われる**基礎分**と、成果指標の達成度合いに応じて支払われる**成果連動分**で構成すること。
- 基礎分の大小に応じて、事業者にとってのリスク・リターンが変動するため、事業特性等に応じて、基礎分と成果連動分の適正なバランスをとること。
- 成果連動分の割合については、**成果指標の達成度が最高の場合と最低の場合の支払額の差が、達成度が最高の場合の総事業費の2割以上**となるように設定すること。
- 基礎分についても、必ずしも固定額とはせず、例えば、プログラム参加者の人数に応じて金額を定める**従量制も可能**とする。
- 補助率は**基礎分が1 / 2、成果連動分が10 / 10**とする。

複数年事業の事業費の構成（例）

	初年度	次年度	最終年度
初年度のみ基礎分あり	基礎分	成果連動分	成果連動分
初年度以降も基礎分あり	基礎分	成果連動分 基礎分	成果連動分 基礎分

成果指標と支払条件の考え方

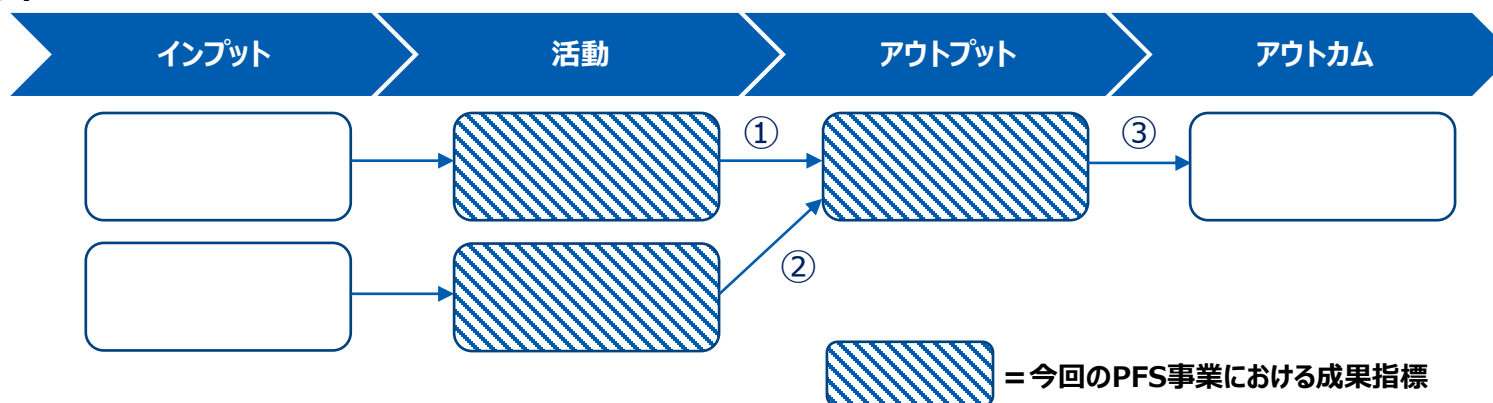
- **成果指標とは、成果そのものを定量化するための指標又はその中間指標。**成果指標の定義、採用理由、計算方法、対象のデータ、データの入手方法（既存の統計データの活用、対象者アンケートの実施等）について明確にし、目標値と評価時期を設定すること。なお、**目標値の設定**に当たっては、過去の取組等を踏まえて、**現実的でありつつ、野心的な水準となるよう設定**すること。また、**アウトプット指標よりもアウトカム指標を成果指標とする方が望ましい。**
- **支払条件とは、保健事業の成果に連動させる条件を規定したもの。設定した目標値及び支払条件について、**既存の類似事業と事業費ベースで比較する、または、期待される医療費適正化効果を示す等**その合理性について疎明すること。**

（例）昨年度実施した同種の成果連動ではない委託事業は、事業費●●円万円で○○件の成果を上げた。それに比べて、本事業では同じ事業費●●万円で□□件の成果が見込まれる。よって、1件あたりの支払いを△△円とする。

成果指標のロジックモデル上の位置づけについて

成果指標は、必ずしも最終アウトカム（医療費適正化効果、医療費以外の費用削減効果、健康効果等）に限定する必要は無いが、その他の中間指標（アウトプット指標）を成果指標とする場合には、**最終アウトカムまでを見据えたロジックモデル上の位置づけを明確にする**。加えて、当該成果指標以降の最終アウトカムまでのロジックについても、**既に科学的に検証されているロジックや、当該事業以降に検証を予定するロジック等も含めて記載することが望ましい**。

(例)



➔ 採用した指標以外のロジックモデル上のエビデンスについてわかっている範囲で記載

①、②：今回の事業で検証を試みる

③：〇〇という研究結果・論文が公表されている

2023年度のPFS事業の公募方針 – 評価基準

A. 公募事業としての最低要件を満たしているか

1. 補助事業を実施するための事業実施責任者や担当者等を適切に配置している
2. 事業における民間委託事業者の役割は明確で、事業を遂行していく上で十分な体制・機能等を備えているか
3. 事業の運営に係る費用の支出見込（概算）は妥当である
4. 安全性に留意するほか、個人情報保護法等を遵守するなどプライバシーに十分配慮している
5. 保健事業に関して、関係する国のガイドラインを遵守している

B. 事業内容について

1. 健康課題や事業実施する上での課題が明確であり、事業の目的及び内容が課題と適合しているか
2. 事業内容が具体的に記載されており、事業目的に照らした有効性や年間スケジュールと照らした実現可能性のあるものか
3. 事業内容は他の健保組合や民間委託事業者の模範として相応しいか

C. 健保組合と民間委託事業者等の役割について

1. 事業における健保組合の役割は明確で、事業に対する関与度は大きいか
2. 健保組合と民間委託事業者等の打合せが定期的に行われ、密な連携体制を取りながら実施できる体制であるか

D. 成果指標の設定及び報酬の支払条件について

1. 成果指標は事業の成果を測る指標として妥当なものか
2. 成果指標はアウトカム指標か
3. 成果指標の定義及び計算方法は明確になっているか
4. 成果指標を測るためのデータ及びその入手方法は妥当なものか
5. 成果指標の目標設定は、現実的であり、かつ野心的な水準であるか
6. 成果の効果検証方法が科学的に設計されているか。申請時点で効果検証方法が不明瞭である場合には、研究機関等の第三者評価機関との連携体制等があるか
7. 成果指標に連動した報酬の支払条件は、民間委託事業者にインセンティブが働くことを期待できるか、また、民間委託事業者のリスクが過大となっていないか
8. 外部要因による影響が生じた場合の支払条件が適当であるか

E. ロジックモデルについて

1. ロジック・モデルは適切に設計されているか（ロジックに飛躍や齟齬がないか）
2. 中間指標（アウトプット指標）を成果指標とする場合に、最終アウトカムまでを見据えたロジックモデル上の位置づけは明確か
3. 上記2に加えて、当該成果指標以降の最終アウトカムまでのロジックについても、既に科学的に検証されているロジックや、当該事業以降に検証を予定するロジック等も含めて検討されているか

F. その他

参考資料



令和3年度レセプト・健診情報等を活用したデータヘルスの推進事業 成果連動型民間委託契約方式（PFS）による保健事業の採択事業一覧

	組合名	採択事業名
1	アドバンテスト健康保険組合	健保と複数の民間事業者が連携したデータヘルス計画全体の成果連動報酬型保健事業
2	石塚硝子健康保険組合	成果連動型特定保健指導標準モデルの構築
3	イノアック健康保険組合	特定保健指導対象者減少に向けた、オンライン生活習慣改善プログラム事業
4	FR健康保険組合	ascure卒煙指導
5	北関東しんきん健康保険組合	ハイリスク喫煙者対象成果連動型オンライン禁煙事業
6	コニカミノルタ健康保険組合	柔整頻回受診者に対するICTソリューションを活用した療養費適正化効果の検証
7	佐賀銀行健康保険組合	被扶養者を対象にした成果連動型遠隔・訪問健康支援事業
8	三洋化成工業健康保険組合	成果報酬型民間委託契約を活用したICTでの生活習慣病重症化予防事業
9	ジャパンディスプレイ健康保険組合	がん検診精密検査受診率向上を目標とする精検受診勧奨事業
10	デンソー健康保険組合	保険者とかかりつけ医の連携強化 治療中患者の特定健診受診率向上
11	野村證券健康保険組合	オンラインによる飲酒習慣改善サポート事業
12	肥後銀行健康保険組合	成果連動型 前期高齢者健康づくり保健事業
13	富士電機健康保険組合	データヘルスケアによる減薬指導：レセプトデータおよび非対面コミュニケーションの活用
14	三菱商事健康保険組合	医療費適正化に繋がるセルフメディケーション推進事業

(50音順)

厚生労働省HPホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療保険 > 医療保険者によるデータヘルス/予防・健康づくり > 令和3年度高齢者医療運営円滑化等補助金における「レセプト・健診情報等を活用したデータヘルスの推進事業」の実施に係る公募について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000203513_00004.html

令和4年度レセプト・健診情報等を活用したデータヘルスの推進事業 成果連動型民間委託契約方式（PFS）による保健事業の採択事業一覧

	組合名	採択事業名
1	iDA健保	アプリを利用した成果連動型生活習慣病予防プログラム
2	アクセンチュア健保	HbA1c高値者に対する歯周病検診（PISAドック）
3	イオン健保	保健指導対象者削減とオンラインプログラムの効率化
4	大阪紙商健保	睡眠センサーを活用した特定保健指導の民間委託事業
5	キリンビール健保	特定健診と連携したナッジ糖尿病予防プログラム
6	クボタ健保	服薬適正化事業
7	社会保険支払基金健保	データに基づく薬局選択に係る行動変容促進のためのモデル構築事業
8	東京貨物運送健保	成果連動型「健康スコア」を活用した重症化予防受療勧奨事業
9	野村証券健保	働く女性の睡眠習慣改善サポート事業
10	兵庫県建築健保	若年層対策事業を通じた「PFS活用型健診事前対策事業の標準モデル」の構築
11	不動テトラ健保	脳卒中発症予測プログラムを活用した集団の血圧低下事業
12	古河電工健保	生活習慣病治療中の方に対するスマートフォンアプリを活用した重症化予防
13	北陸銀行健保	健康支援ツール(Wellくん)の活用を核とする成果連動型適性健康行動支援体制の構築
14	マツキヨココカラ&カンパニー健保	コラボヘルス活用によるデータヘルス成果連動報酬型保険事業
15	三菱商事健保	コラボヘルスで推進するセルフメディケーション推進事業
16	YKK健保	コラボヘルス推進に対する成果連動型保健事業

(50音順)

厚生労働省HPホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療保険 > 医療保険者によるデータヘルス/予防・健康づくり > 令和4年度高齢者医療運営円滑化等補助金における「レセプト・健診情報等を活用したデータヘルスの推進事業」の実施に係る公募について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuhoken/dh-kenpo_hojokin2022_24576.html

成果連動型民間委託契約方式による保健事業の例（2022年度補助事例）

セルフメディケーション推進事業

事業概要

- **レセプトデータに基づいた個別勧奨**
 - － 疾患対象者に通知書送付
 - － インセンティブ付与によるOTC医薬品の購入補助、購入サイトの提供
- **事業主とコラボした啓発活動**
 - － 事業所向け“セルメレポート”の作成
 - － 健康経営のKPIと連携
- **薬剤師の介入プログラム**

成果指標

- **医療費適正化効果**
 - － レセプトデータ・OCT医薬品の購買データを利用し、取組前後の通院者減少数を算出
- **行動変容人数**
 - － プログラム参加者の介入プログラム前後の医療費、通院状況を非介入群と比較

包括型事業

- **特定健診と連携した糖尿病予防プログラム**
 - － 健診データで前糖尿病の抽出
 - － **ナッジを活用した糖尿病予防プログラム**（食習慣改善のためのコンテンツ、SMSを利用したテキストメッセージ）

- **HbA1c変化量に与える効果**
 - － 介入群とヒストリカルコントロールでHbA1c変化量を比較
 - － プログラムへの参加確率を健診データで推定し、傾向スコアマッチング

適正服薬推進事業

- **多剤服薬通知**
 - － 通知後1か月間コールセンター薬剤師による相談窓口を設置
- **重複（禁忌）服薬通知および薬剤師による電話指導**
 - － 薬剤師コメント入り通知後、薬剤師による介入指導を実施

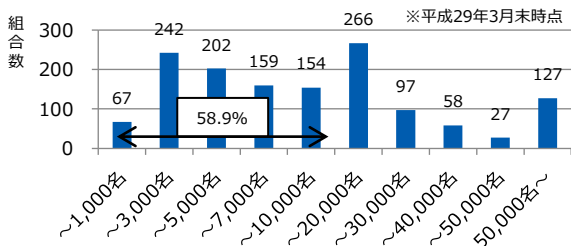
- **多剤服薬通知前後の変化**
 - － 薬剤削減金額の総和
 - － 薬剤数削減率
- **重複（禁忌）服薬通知前後の変化**
 - － 重複薬剤削減金額の総和
 - － 重複薬剤削減率

1. 応募申請から採択までのスケジュール
2. 成果連動型民間委託契約方式（PFS）による保健事業
3. 保健事業の共同化支援に関する補助事業

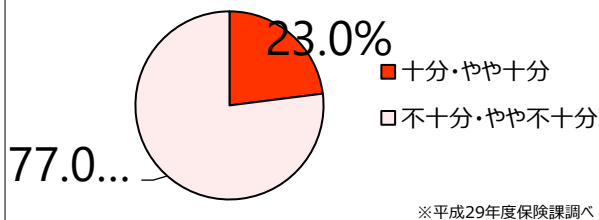
保健事業の共同化支援に関する補助事業の背景

- 健康保険組合の半数以上は加入者1万人未満の中小規模の保険者であり、その多くが保健事業を十分に行えていない。また中小規模の保険者はコストや事業規模の関係で、民間のヘルスケア事業者を活用した保健事業が難しいケースがある。
- 中小規模の保険者を含む保険者全体の機能強化や保健事業の効率化を推進するため、業種・業態等で共通する健康課題に対して、複数の保険者や民間のヘルスケア事業者等が連携して実施する、共同による保健事業のスキームを構築・展開する。

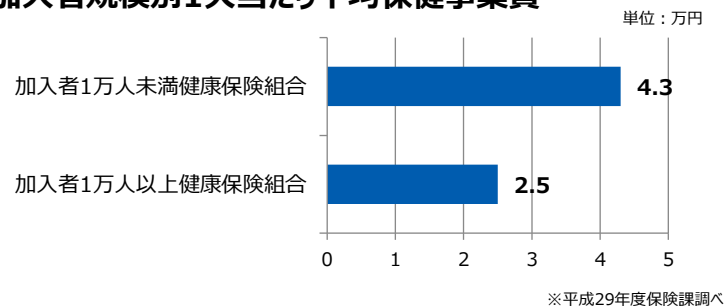
健康保険組合 規模別分布



加入者1万人未満の健康保険組合 保健事業の取組状況(n=587)

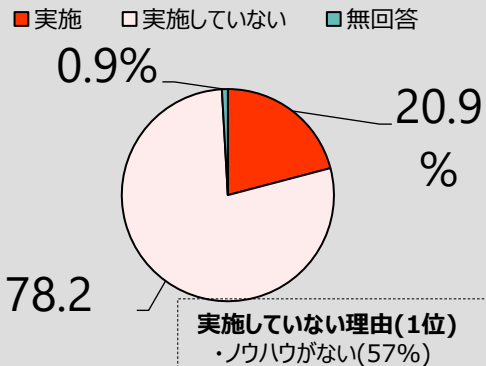


加入者規模別1人当たり平均保健事業費

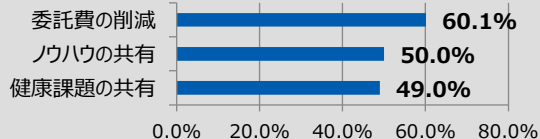


共同による保健事業の現状

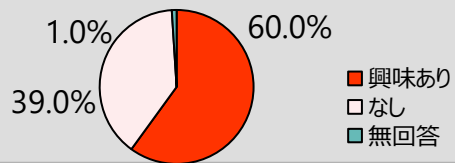
他の保険者と共同による保健事業の実施割合 (健康保険組合 n=1017)



共同で保健事業を実施する目的(上位3つ) (共同による保健事業を実施している健康保険組合 n=213)

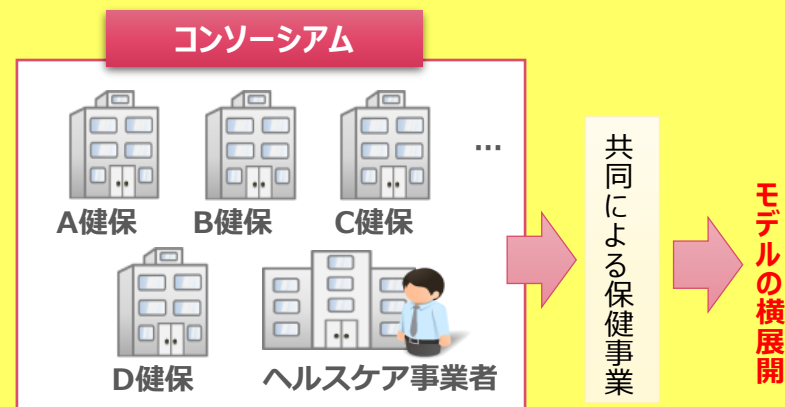


共同による保健事業への興味・関心 (共同による保健事業の存在を知っている健康保険組合 n=611)



事業のイメージ

保険者で共通する健康課題に対して共同で保健事業を実施



(例) 業種・業態で共通する健康課題をもつ健康保険組合らで構成するコンソーシアム

複数の保険者が共同で実施する保健事業の推進について

- 中小規模の保険者を含む保険者全体の機能強化や保健事業の効率化を推進するため、業種・業態等で共通する健康課題に対して、複数の保険者や民間のヘルスケア事業者等が連携して実施する、共同による保健事業のスキームを構築・展開。
- 過去のモデル事業に基づいて、共同実施のガイドラインを作成し、普及を目的とした補助事業を実施。

中小規模（加入者1万人未満）の保険者の主な課題

- 健保組合の半数以上を占めるが、その多くが保健事業を十分に行えていない。
- コストや事業規模の関係で、民間のヘルスケア事業者を活用した保健事業が難しいケースがある。

■ 共同で実施する保健事業の推進変遷 (2017年度～)

モデル事業整備

(2017年度-2019年度)

- ✓ 事業の立ち上げから運営にかかる費用を補助
- ✓ コンソーシアムを構成するにあたっての中小規模の保険者比率を段階的に引き上げ、中小規模の保険者の参画を推進
- ✓ 事業終了後にはモデルの横展開に資する基礎資料を作成

ガイドライン作成

(2020年度)

- ✓ モデル事業による学びに基づき、共同事業の効果や進め方・事例などを体系的に掲載
- ✓ データヘルス・ポータルサイトに共同事業の情報・ノウハウを共有するとともに、既存の共同事業に新たな保険者が参画する契機を創出するべく共同事業検索機能を導入

普及支援事業

(2021年度～)

- ✓ 普及を目的として事業の運営にかかる費用に限定し補助
- ✓ 事業採択後にはデータヘルス・ポータルサイトへ事業内容を掲載

2023年度の共同事業の公募方針 – 事業内容

事業目的

- 本補助事業は、**複数の組合**が、加入者の健康課題を共有したうえで、保健事業を共同で実施する（以下「共同事業」という）ために**必要な運営等にかかる費用を補助**し、効率的・効果的な保健事業を実施しながら、共同事業を普及することを目的とする。

事業内容

- 本補助事業を申請する組合は、**民間のヘルスケア事業者、大学、研究機関、健診機関等を含み、複数の組合等からなるコンソーシアム（共同事業体）を構成した上で、共通する健康課題の解決につながる保健事業を共同で実施**し、その事業内容の詳細及び共同事業としての成果等を報告書として作成する。

要件

- ① **申請事業単位で事業運営委員会**を設置し、定期的に事業運営委員会を開催すること。事業運営委員会では、事業の進捗を共有する他、参加組合等の健康課題や保健事業のノウハウなどを共有し、事業目的の達成に向けて、効果的・効率的な事業運営に努めること。
- ② **コンソーシアムの構成メンバーには、複数の組合とヘルスケア事業者、大学、研究機関、健診機関等**が含まれること。また、申請時点で、**加入者10,000人未満の組合が占める割合が50%以上（以下の計算式参照）**となる見込か、もしくは**加入者10,000人未満の組合を3組合以上含む見込**であること。

（計算式）

$$\frac{\text{コンソーシアムに含まれる組合のうち加入者が10,000人未満の組合の数}}{\text{コンソーシアムに含まれる組合の数}} \geq 0.5$$

- ③ 補助対象期間の実施のみならず、今後長期的に事業を継続する意思があること。
- ④ 採択後に**データヘルス・ポータルサイトの「共同事業検索機能」に事業内容等を登録・掲載し、参加希望のある組合からの問い合わせに応じる**こと。その際、新たな組合の参加を受け入れることは差し支えない。

2023年度の共同事業の公募方針 – 補助要件

要件（続き）

- ⑤ 事業実施、外部への事業委託等に当たっては、**安全性に十分留意するほか、個人情報保護法等を遵守するなど加入者のプライバシーに十分配慮すること。**
- ⑥ 保健事業の実施に当たっては、**国が示すガイドライン等を遵守していること。**
- ⑦ 事業運営委員会は、分析に資するアウトプット指標、アウトカム指標などのデータを適切に取得し、**事業の実証を行うこと。**
- ⑧ 複数の異なる組合によって共同で実施されることにより、**単独組合で実施する事業と比べて効果やメリットが期待される事業**であること。なお、参加組合の特性に応じて、例えば、加入者に参加を促すチラシの文面やデザインを参加組合ごとに変更するなど、**事業の細部における仕様について参加組合ごとの調整・カスタマイズを行うことは認められる**ものとする。
- ⑨ 健康保険組合連合会都道府県連合会がすでに実施している共同事業については、**事業の同質性を総合的に判断し、事業内容及び構成メンバー等が同様である場合は補助対象外**とするが、新規事業及び参加組合数が大幅に増える既存事業等は、健康保険組合連合会都道府県連合会が事務局を担うことや運営を補助することは差し支えない。
- ⑩ 過去に実施した高齢者医療運営円滑化等補助金における「レセプト・健診情報等を活用したデータヘルスの推進事業」において採択された共同事業については、**事業の同質性を総合的に判断し、事業内容及び構成メンバー等が同様である場合は補助対象外**とする。

助成の対象範囲

- **補助金額** 上限5,000千円
- **補助期間** 採択日～令和6年3月末日
- ① 令和5年度高齢者医療運営円滑化等補助金交付要綱の別表第4欄に定める対象経費のうち、「別表2 助成の対象範囲の例示」にて助成対象を例示しているため、参照すること。
- ② **民間のヘルスケア事業者、大学、研究機関、健診機関等に対して、コンソーシアムの運営事務局を委託する費用についても、補助の対象とする。**
- ③ **採択日より前の期間に支出した経費は補助対象外とする。**
- ④ 参考図書、医薬品等の配布のみの事業となるものについては、補助金の交付対象の事業として認めない。
- ⑤ この補助金による保養施設等の整備事業は該当しない。
- ⑥ 健診等に必要な医療機器の購入経費は、補助金の交付対象として認められない。
- ⑦ 保健事業への参加者の交通費、飲食費、各種施設の入場料等は、原則として自己負担とすること。

2023年度の共同事業の公募方針 – 評価基準

A. 公募事業としての最低要件を満たしているか

1. 補助事業を実施するために事業実施責任者等、担当者を適切に配置している
2. 事業の運営に係る費用の支出見込（概算）は妥当である
3. 安全性に留意するほか、個人情報保護法等を遵守するなどプライバシーに十分配慮している
4. 保健事業に関して、関連する国のガイドラインを遵守している

B. 保健事業として魅力ある事業か

1. 加入者の健康課題や事業実施上の課題などの課題分析を十分に行っている
2. 保健事業の内容は上記課題を解決するために適切である
3. 事業評価指標としてアウトプット指標・アウトカム指標を適切に設定している
4. 事業実施のスケジュールが合理的で、かつ実効性がある
5. 事業内容はエビデンス等に基づいている、もしくは、外部機関からの助言など専門性の裏付けがある

C. 共同事業として魅力ある事業か

1. 共同事業で解決する健康課題に対して、共同で実施することの目的が明確であり、その効果が期待できる
2. コンソーシアムの運営方針は適切な内容である
3. コンソーシアム内の各者の役割分担は適切かつ明確に設計している

D. 共同事業の普及に資する事業か

1. 共同事業の普及の目的の下、今回新たに共同事業に取り組む健保が参加しており、また将来的に参加健保の拡大が可能な体制をとっている
2. 共同事業が長期的に持続・発展可能となるよう適切な企画および計画がある
3. 共同事業全体としての事業評価を適切に行う計画がある

E. その他

参考資料



共同事業の企画に向けたリソース

①共同実施推進ガイド



②データヘルス・ポータルサイト



③過去の採択事業（次頁以降サマリー）

厚生労働省HPホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療保険 > 医療保険者によるデータヘルス/予防・健康づくり > 健保組合、協会けんぽ等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/hokenjigyou/#h2_free8

採択事業一覧

平成29年度「レセプト・健診情報等を活用したデータヘルスの推進事業」

平成29年度公募要領（抜粋）

- 4つの事業テーマが設けられ、そのテーマに沿って2組合以上で協働で事業を実施する。
- 複数の組合が、地域や業種、業態ごと等で健康課題や健康事業における課題を抽出・共有した上で、同一の保健事業を協働実施し、効果検証を行う。

事業テーマ	採択事業 主幹健保組合	参加組合数
加入者のヘルスリテラシー向上に向けた事業	ニチアス健康保険組合	7
	B I J 健康保険組合	20
I C T等を活用した効果的・効率的な保健事業	すかいらーく健康保険組合	6
	古河電池健康保険組合	3
健康都市の創造支援事業	サノフィ健康保険組合	6
特定健診・特定保健指導の実施率向上に向けた事業	第一生命健康保険組合	6
	みずほ健康保険組合	5

※健康都市の創造支援事業とは、組合が都道府県や市区町村等の自治体と連携して実施する予防・健康づくりの取組等を想定している。自治体との連携の他、連合会や協会けんぽ支部、地域医師会等の職能団体との連携を図り、保険者協議会等の枠組みを活用しながら地域社会に協働の輪を広げる活動も含まれる。

採択事業一覧

平成30年度「レセプト・健診情報等を活用したデータヘルスの推進事業」

平成30年度公募要領（抜粋）

- 民間のヘルスケア事業者等（大学、研究機関、健診機関等を含む）を含む複数の組合等からなるコンソーシアムを構成した上で、地域や業種、業態、職種ごとの共通した健康課題の解決につながる保健事業を共同で実施する。
- 加入者10,000人未満の組合が占める割合を**40%以上**とする。

事業分類	事業テーマ	採択事業 主幹健保組合	参加組合数
共同設置保健師が中心となり実施する共同事業	重症化予防事業	北陸銀行健康保険組合	8
	被扶養者（女性）の健診事業	新興プランテック・ニイガタ健康保険組合	9
地域単位で取り組む共同事業	2次予防・3次予防事業	大同特殊鋼健康保険組合	13
	服薬者を対象とした保健事業（薬局との連携）	豊島健康保険組合	6
職種で共通する健康課題に着目した共同事業	営業職の特性と健康課題に着目した保健事業	グラクソ・スミスクライン健康保険組合	12
地区方面会を活用した共同事業	若年者を対象としたメタボ予防	日揮健康保険組合	7
小規模健保特有の課題解決に向けた共同事業	特定保健指導における初回面談の効率化	エーアンドエーマテリアル健康保険組合	6
業態で共通する健康課題に着目した共同事業	化学5健保によるシニア層を対象とした保健事業	花王健康保険組合	5
共通する健康課題に着目した共同事業	共通の健康課題である「喫煙」に対する保健事業	ディスコ健康保険組合	19
	共通の健康課題である「前期高齢者医療費の高騰」に着目した、宿泊型の保健事業	ボッシュ健康保険組合	11
	「1健保では対象者が少なく実施が困難」な重症化予防事業	日本航空健康保険組合	9
	健康リテラシーの向上を目的とする、ICTを活用した保健事業	トーマツ健康保険組合	15
	ハイリスク者を対象とする、ICTを活用した重症化予防事業	すかいらくグループ健康保険組合	12

採択事業一覧

令和元年度「レセプト・健診情報等を活用したデータヘルスの推進事業」

令和元年度公募要領（抜粋）

- 民間のヘルスケア事業者等（大学、研究機関、健診機関等を含む）を含む複数の組合等からなるコンソーシアムを構成した上で、**業種、業態、職種に応じて共通する健康課題の解決**につながる保健事業を共同で実施する。
- 加入者10,000人未満の組合が占める割合を**50%以上**とする。

業種・業態・職種	健康課題	事業テーマ	採択事業 主幹健保組合	参加組合数
製造業（工場・研究所勤務）	同一の職場環境、外出機会が少ない	保健指導（若年層を含む）	アドバンテスト健康保険組合	4
製造業等の工場勤務者	喫煙者が多く、歯周病リスクも高い	歯周病予防	イノアック健康保険組合	6
交替制勤務者を抱える製造業	不規則な食事、日中の保健事業参加困難	特定保健指導	三菱鉛筆健康保険組合	8
シフトワーカー従事者	生活習慣病リスクが高いが、管理が困難	重症化予防	ブラザー健康保険組合	18
多様な業種・業態・職種	業種・業態等を超えて共通する健康課題である喫煙	禁煙推進事業	日産自動車健康保険組合	12
接客業等（お客に合わせた仕事）	生活が不規則、時間・場所の制約があり保健事業参加困難	保健事業実践に向けた事業	すかいらくグループ健康保険組合	6
長期出張・長距離運転手・単身赴任など長期不在者	被保険者が不在で被扶養者が健診を受けにくい	特定健診・がん検診	新潟県農業団体健康保険組合	12
管理職・一般職	管理職の意識改革・健康リテラシー向上が必要	重症化予防支援	北陸健康保険組合	8
事務職・営業職・技能職	車通勤・運動不足	ウォーキング事業	コロナ健康保険組合	3

令和3年度公募要領（抜粋）

- 複数の組合が、加入者の健康課題や保健事業を実施するうえでの課題を共有したうえで、保健事業を共同で実施するために必要な運営にかかる費用等を補助し、効率的・効果的な保健事業を実施しながら、共同事業を普及することを目的とする。
- 本事業を申請する組合は、民間のヘルスケア事業者等（大学、研究機関、健診機関等を含む。）を含む複数の組合等からなるコンソーシアムを構成した上で、共通する健康課題の解決につながる保健事業を共同で実施し、その事業内容の詳細及び共同事業としての成果等を報告書として作成する。
- 加入者10,000人未満の組合が占める割合を50%以上とする。

事業テーマ	採択事業 主幹健保組合	参加組合数
女性喫煙者対策のための 禁煙推進サポーター・リーダー育成事業	野村証券健康保険組合	6
健保組合におけるがん検診精度管理の 標準的なプロセス構築と実用化に向けた共同事業	ジャパンディスプレイ健康保険組合	1 2
ハイリスク層を対象とした効果的な受診勧奨スキームの検討	大阪港湾健康保険組合	4

採択事業一覧

令和4年度 保健事業の共同化支援に関する補助事業

令和4年度公募要領（抜粋）

- 複数の組合が、加入者の健康課題や保健事業を実施するうえでの課題を共有したうえで、保健事業を共同で実施するために必要な運営にかかる費用等を補助し、効率的・効果的な保健事業を実施しながら、共同事業を普及することを目的とする。
- 本事業を申請する組合は、民間のヘルスケア事業者等（大学、研究機関、健診機関等を含む。）を含む複数の組合等からなるコンソーシアムを構成した上で、共通する健康課題の解決につながる保健事業を共同で実施し、その事業内容の詳細及び共同事業としての成果等を報告書として作成する。
- 加入者10,000人未満の組合が占める割合が50%以上となる見込か、もしくは加入者10,000人未満の組合を3組合以上含む見込であること。

事業テーマ	採択事業 主幹健保組合	参加組合数
女性の健康対策事業の推進	C&R健康保険組合	8
健保組合におけるがん検診精度管理算出の実用化に向けた共同事業	ジャパンディスプレイ健康保険組合	17
アプリを利用した成果連動型生活習慣病予防プログラム	iDA健康保険組合	2
治療中患者の特定健診受診率向上（あいちモデルの構築）	デンソー健康保険組合	11
店舗勤務者の特性に合わせた禁煙支援モデル事業の構築	デパート健康保険組合	6
子どもを通して家族の健康と生活習慣改善を見直す保健事業	ヤマトグループ健康保険組合	6

※実施報告は令和5年7月頃にHPへ掲載予定

健康保険組合における保健事業の共同実施推進ガイド リーフレット(抄)

共同実施により期待できるメリット

事務負担の軽減

複数の健康保険組合で共通の事務局を設置したり、共通の外部委託事業者を活用することで、事務負担の軽減が期待されます。



プログラム・ツールの共有による事業運営の効率化

プログラムやツールを所有する健康組合との共同実施により、効率的な事業を進めることが可能となります。



スケールメリットによるコスト削減

複数の健康組合が共同で委託することで、1人当たり単価を安く抑えることができると期待されます。



他組合との比較を通じた自組合の課題の明確化

自組合の取り組み内容を、他組合や他社との比較を通じて、自組合・自社の特徴や課題を知ることができます。



事業のノウハウ獲得・共有

先進的な健康組合のノウハウを得ることができ、より効果的な事業や、新たな事業の創出が期待されます。



他組合との協働による事業効果の向上

事業主や加入者の事業への参加意欲が高まり、事業の継続率や効果向上につながることを期待されます。



外部リソースの活用による事業効果の向上

外部委託事業者や保健連都道府県連合会の共同設置保健師を活用することで、効果的な事業の実施が可能となります。



他保険者との連携による事業効果の向上

協会けんぽ、市町村国保等との連携により、任職・特選被保険者や被扶養者等に対する事業の実施が容易となります。



定量的な効果検証によるPDCA

複数の健康組合共通のデータ分析により、事業の効果を定量的に検証でき、事業のPDCAを回すことが可能となります。



共同実施の例

被扶養者対策

★詳しくは本書86頁を参照してください



保健事業の課題

家事・育児等のため健診(検診)を受診できず、自らの健康度合いを知る機会がない被扶養者が多数存在する。そのような人を対象として、健診(検診)受診率およびヘルスリテラシーの向上に役立つ事業を実施したい。

実施内容

複数の健康組合の共同実施により、さまざまな地域で利便性の高い会場を用意。健診(検診)・特定保健指導・がん予防等の健康教育の魅力のあるセット事業を実施した。



共同実施の成果

共同実施によるスケールメリットを活かすことで健康組合のコストの低減をはかり、特定健診・特定保健指導の実施率、がん検診の受診率が向上した。被扶養者を通じて被保険者のヘルスリテラシーの向上にも期待できる事業となった。

重症化予防

★詳しくは本書107頁を参照してください



保健事業の課題

生活習慣病の重症化予防事業では、健診データの分析等を踏まえた対象者の抽出や、効果的な受診勧奨・保健指導の実施が不可欠。しかし、ノウハウや分析ツール、専門性を有する職員が在籍する健康組合は少ない。

実施内容

共通の課題を持つ複数の健康組合でコンソーシアムを形成。連合会所属の共同設置保健師がリスク分析システムを活用し、ハイリスク者の抽出および受診勧奨を実施した。



共同実施の成果

専門職が不在の健康組合でも共同設置保健師の活用により、健診データ等の分析方法や対象者の抽出方法のノウハウを獲得し重症化予防として新規事業を実施できた。今後の保健事業の課題設定、コラボヘルスの推進に寄与した。

●本書では、共同実施の事例として、①特定健診・特定保健指導、②被扶養者対策、③若年者対策、④ポピュレーションアプローチ、⑤重症化予防、⑥その他(データヘルス・禁煙対策・歯周病予防)の事業目的別に全14例を掲載しています。